



鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

第202300315481号
令和6年3月13日

鳥取県農林水産部水産振興局長 鈴木 由香利
(公印省略)

新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置の内容及び申請期間
並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第12条第1項の規定により公示する知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間を別紙のとおり定めることについて、同条第3項の規定に基づき諮問します。

また、同規則第16条第2項の規定に基づき、許可の有効期間を別紙のとおり短縮して定めることについて、併せて諮問します。

担当
漁業調整担当 有田
電 話：0857-26-7339
ファクシミリ：0857-26-8131

(公示案 1 : 継続の許可の対象となっている漁業)

鳥取県漁業調整規則(令和 2 年鳥取県規則第 54 号。以下「規則」という。)第 12 条第 1 項の規定に基づき、規則第 5 条第 1 項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

(1) 中型まき網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
とびうおまき網	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	10 トン未満(5 トン以上)	定めなし	5 月 1 日から 8 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用人	定めなし

(2) 小型まき網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
とびうおまき網	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	5 トン未満	定めなし	5 月 1 日から 8 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用人	定めなし

(3) 小型機船底びき網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
えびけた網	【東部地区】 西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の最大高潮時海岸線から 600 メートル以遠の鳥取県沖合	5 トン以下	220kW (50 馬 力 以下)	6 月 1 日 から 翌年 3 月 31 日 まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 西伯郡阿弥陀川以東に漁業根拠地を有する者	定めなし
	【西部地区】 西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合（中海及び境水道を除く。）	5 トン以下	220kW (50 馬 力 以下)	5 月 1 日 から 翌年 2 月 末 日 まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 西伯郡阿弥陀川以西に漁業根拠地を有する者	定めなし

かいけた 網	【東部地区】 西伯郡阿弥陀川河口中央から 正北の線以東の鳥取県沖合	定めなし	定めなし	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 鳥取県知 事の登録を 受けた漁船 の使用者 3 西伯郡阿 弥陀川以東 に漁業根拠 地を有する 者	定めなし
	【西部地区（中海及び境水道 を除く）】 西伯郡阿弥陀川河口中央から 正北の線以西の鳥取県沖合 （中海及び境水道並びに米子 市と境港市の境界と最大高潮 時海岸線との交点から 66 度 （真方位）の線、阿弥陀川河 口中央から 290 度（真方位） の線及び最大高潮時海岸線に よって囲まれた海域を除く。）	定めなし	定めなし	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 鳥取県知 事の登録を 受けた漁船 の使用者 3 西伯郡阿 弥陀川以西 に漁業根拠 地を有する 者	定めなし

(4) まき刺網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
1 そうまきはまち狩刺網 2 そうまきはまち狩刺網	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用	定めなし
たいまき刺網	鳥取県沖合(中海並びに次の点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除く。) 点ア 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点 点イ 点アから66度(真方位)の線と点ウから島根県地蔵崎を見通す線との交点 点ウ 最大高潮海岸線における西伯郡阿弥陀川河口中央点	定めなし	定めなし	7月1日から10月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用	定めなし
1 そうまきはまち刺網	【中海及び境水道を除く】 鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用	定めなし

2 そうま きぼらま き刺網	【中海及び境水道を除く】 鳥取県沖合（中海及び境水道 を除く。）	定めなし	定めなし	1月1日 から12月 31日まで	次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 鳥取県知 事の登録を 受けた漁船 の使用者	定めなし
1 そうま きぼら狩 刺網	【中海及び境水道を除く（米 子地区）】 米子市と境港市の境界と最大 高潮時海岸線との交点から 66度（真方位）の線以東の鳥 取県沖合（中海及び境水道を 除く。）	定めなし	定めなし	1月1日 から12月 31日まで	次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 鳥取県知 事の登録を 受けた漁船 の使用者 3 米子市に 漁業根拠地 を有する者	定めなし
	【中海及び境水道を除く（境 港地区）】 米子市と境港市の境界と最大 高潮時海岸線との交点から 66度（真方位）の線以西の鳥 取県沖合（中海及び境水道を 除く。）	定めなし	定めなし	1月1日 から12月 31日まで	次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 鳥取県知 事の登録を 受けた漁船 の使用者 3 境港市に 漁業根拠地 を有する者	定めなし

(5) 機船船びき網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
さより船 びき網	【東部地区】 西伯郡阿弥陀川河口中央から 正北の線以東の鳥取県沖合	5 トン以 下	定めなし	11 月 1 日 から翌年 6 月 30 日 まで	次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 鳥取県知 事の登録を 受けた漁船 の使用 者 3 西伯郡阿 弥陀川以東 に漁業根拠 地を有する 者	定めなし
	【西部地区(中海及び境水道 を除く)】 西伯郡阿弥陀川河口中央から 正北の線以西の鳥取県沖合 (中海及び境水道を除く。)	10 トン未 満	定めなし	11 月 1 日 から翌年 6 月 30 日 まで	次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 鳥取県知 事の登録を 受けた漁船 の使用 者 3 西伯郡阿 弥陀川以西 に漁業根拠 地を有する 者	定めなし
2 そうび きいわ し、あじ 機船船び き網	鳥取県沖合(中海及び境水道 を除く。)	定めなし	定めなし	10 月 15 日から翌 年 5 月 31 日まで	次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 鳥取県知 事の登録を 受けた漁船 の使用 者	定めなし

(6) こぎ刺網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
きすこぎ刺網	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用人	定めなし
たいこぎ刺網	【米子地区】 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度(真方位)の線、日野川河口中央から正北の線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域	定めなし	定めなし	7月1日から11月30日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用人 3 米子市に漁業根拠地を有する者	定めなし
	【境港地区】 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度(真方位)の線以北の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	7月1日から11月30日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用人 3 境港市に漁業根拠地を有する者	定めなし

(7) かご網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
ふぐかご網	【湯梨浜町大字宇谷以東の者】 西伯郡甲川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合	定めなし	定めなし	6月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 東伯郡湯梨浜町大字宇谷以東に漁業根拠地を有する者	定めなし
	【湯梨浜町大字宇野以西の者】 東伯郡天神川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合	定めなし	定めなし	6月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 東伯郡湯梨浜町大字宇谷以西に漁業根拠地を有する者	定めなし

ばいかご 網	東経 134 度 22.2 分(世界測地系)以西の鳥取県沖合(ズワイガニ増殖場内を除く。)	20 トン未満	定めなし	6 月 1 日から 8 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用	定めなし
かわはぎ かご網	鳥取県沖合	10 トン未満	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用	定めなし

(8) 固定式刺網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
一重網	【中海及び境水道を除く】 鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用	定めなし

三重網	【東部地区】 日野川河口中央から正北の線 以東の鳥取県沖合	定めなし	定めなし	1月1日 から12月 31日まで	次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 鳥取県知 事の登録を 受けた漁船 の使用 者 3 西伯郡阿 弥陀川以東 に漁業根拠 地を有する もの	定めなし
	【西部地区（中海及び境水道 を除く）】 西伯郡甲川河口中央から正北 の線以西の鳥取県沖合（中海 及び境水道を除く。）	定めなし	定めなし	1月1日 から12月 31日まで	次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 鳥取県知 事の登録を 受けた漁船 の使用 者 3 西伯郡阿 弥陀川以西 に漁業根拠 地を有する もの	定めなし
磯昼刺網	【浜村地先】 鳥取市気高町宝木と同市浜村 の境界と最大高潮時海岸線と の交点から353度40分（真方 位）の線、鳥取市気高町と同 市青谷町の境界と最大高潮時 海岸線との交点から353度40 分（真方位）の線及び最大高 潮時海岸線から1,500メー トルの線によって囲まれた区 域。	定めなし	定めなし	3月1日 から8月 31日まで	次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 鳥取県知 事の登録を 受けた漁船 の使用 者 3 操業区域 を共有する 共同漁業権 者の同意を 得た者	定めなし

	【赤碕地先】 東伯郡北栄町と同郡琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分（真方位、以下同じ。）の線と西伯郡大山町田中 1882 番地と 956 番地の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の線の間の鳥取県沖合。	定めなし	定めなし	3 月 1 日から 8 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者 3 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	定めなし
--	--	------	------	----------------------	---	------

(9) 小型いかつり漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
小型いかつり（県内船 5 トン以上 30 トン未満）	鳥取県沖合	5 トン以上 30 トン未満	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取県知事の登録を受けた漁船の使用者	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
周年

3 許可の有効期間
鳥取県漁業調整規則第 16 条第 1 項の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、漁業種類及び操業区域が同一の漁業については同一の期日に満了するよう短縮する。

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

鳥取県漁業調整規則(令和 2 年鳥取県規則第 54 号。以下「規則」という。)第 12 条第 1 項の規定に基づき、規則第 5 条第 1 項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

(1) 地びき網漁業

漁業種類	操業区域	推進機関 の馬力数	漁業時期	漁業を営む 者の資格	許可又は起 業の認可を すべき漁業 者の数
地びき網 漁業	【東地先】 鳥取県と兵庫県の境界と最大高潮時海岸線との交点から 331 度 10 分(真方位、以下同じ。)の線と岩美郡岩美町大字大羽尾と同町牧谷の境界と最大高潮時海岸線との交点から 331 度 10 分の線の間の鳥取県沖合	定めなし	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 操業区域 を共有する 共同漁業権 者の同意を 得た者	定めなし
	【浦富地先】 岩美郡岩美町大字大羽尾と同町牧谷の境界と最大高潮時海岸線との交点から 331 度 10 分(真方位、以下同じ。)の線と同町大字浦富と同町田後の境界と最大高潮時海岸線との交点から 331 度 10 分の線の間の鳥取県沖合	定めなし	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 操業区域 を共有する 共同漁業権 者の同意を 得た者	定めなし
	【賀露地先】 鳥取市浜坂と同市福部町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 323 度 40 分(真方位、以下同じ。)の線と同市小沢見と同市気高町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の線の間の鳥取県沖合	定めなし	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	次のいずれ にも該当す るものとし る。 1 鳥取県に 住所又は主 たる事務所 若しくは事 業所を有す る者 2 操業区域 を共有する 共同漁業権 者の同意を 得た者	定めなし

	【浜村地先】 鳥取市気高町宝木と同市浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分（真方位、以下同じ。）の線と同市気高町と同市青谷町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の線の間の鳥取県沖合	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	定めなし
--	---	------	-----------------------	--	------

(2) あわび漁業

漁業種類	操業区域	推進機関 の馬力数	漁業時期	漁業を営む 者の資格	許可又は起 業の認可を すべき漁業 者の数
あわび漁 業	【鳥取港】 点アから点タまでの各点を順次直線で結んだ線、点チと点ツを直線で結んだ線、陸岸及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域 基点 鳥ヶ島灯台の中心点 点ア 鳥取港第3防波堤北端 点イ 基点から9度30分(真方位)410メートルの点 点ウ 基点から3度10分(真方位)482メートルの点 点エ 基点から29度30分(真方位)772メートルの点 点オ 基点から38度30分(真方位)1,036メートルの点 点カ 基点から38度00分(真方位)1,038メートルの点 点キ 基点から40度00分(真方位)1,115メートルの点 点ク 基点から44度20分(真方位)1,086メートルの点 点ケ 基点から65度30分(真方位)808メートルの点 点コ 基点から70度40分(真方位)790メートルの点 点サ 基点から85度30分(真方位)828メートルの点 点シ 基点から82度20分(真方位)1,005メートルの点 点ス 基点から81度30分(真方位)1,052メートルの点 点セ 基点から94度00分(真方位)1,173メートルの点 点ソ 基点から94度10分(真方位)1,171メートルの点 点タ 基点から102度30分(真方位)1,304メートルの点 点チ 鳥取港西防波堤北端 点ツ 鳥取港鳥ヶ島南端	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし

	【泊漁港】 泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第2西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 泊漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし
	【淀江漁港】 淀江漁港内防波堤（東）南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし
	【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から353度40分（真方位）の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から353度40分（真方位）の線及び最大高潮時2,000メートルの海岸線によって囲まれた海域	定めなし	1月1日から12月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加している者	定めなし

	【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 00 分 (真方位) の線以北の鳥取県沖合 (中海及び境水道を除く。)	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし
--	--	------	-----------------------	---	------

(3) なまこ漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
なまこ漁業	【鳥取港】 点アから点タまでの各点を順次直線で結んだ線、点チと点ツを直線で結んだ線、陸岸及び令和 2 年鳥取県告示第 617 号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域 基点 鳥ヶ島灯台の中心点 点ア 鳥取港第 3 防波堤北端 点イ 基点から 9 度 30 分 (真方位) 410 メートルの点 点ウ 基点から 3 度 10 分 (真方位) 482 メートルの点 点エ 基点から 29 度 30 分 (真方位) 772 メートルの点 点オ 基点から 38 度 30 分 (真方位) 1,036 メートルの点 点カ 基点から 38 度 00 分 (真方位) 1,038 メートルの点 点キ 基点から 40 度 00 分 (真方位) 1,115 メートルの点 点ク 基点から 44 度 20 分 (真方位) 1,086 メートルの点 点ケ 基点から 65 度 30 分 (真方位) 808 メートルの点 点コ 基点から 70 度 40 分 (真方位) 790 メートルの点 点サ 基点から 85 度 30 分 (真方位) 828 メートルの点 点シ 基点から 82 度 20 分 (真方位) 1,005 メートルの点 点ス 基点から 81 度 30 分 (真方位) 1,052 メートルの点	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし

点セ 基点から 94 度 00 分 (真方位) 1,173 メートルの点 点ソ 基点から 94 度 10 分 (真方位) 1,171 メートルの点 点タ 基点から 102 度 30 分 (真方位) 1,304 メートルの点 点チ 鳥取港西防波堤北端 点ツ 鳥取港鳥ヶ島南端				
【泊漁港】 泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第 2 西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 泊漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし
【赤碕港】 赤碕港東防波堤西端と赤碕港西防波堤北東端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 赤碕港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし
【淀江漁港】 淀江漁港内防波堤 (東) 南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし

	【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分（真方位）の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分（真方位）の線及び最大高潮時 2,000 メートルの海岸線によって囲まれた海域	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加している者	定めなし
	【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 00 分（真方位）の線以北の鳥取県沖合（中海及び境水道大橋東端以西の境水道並びに共同漁業権区域を除く。）	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

(1) 地びき網漁業

（東・浦富地先）（議題 4 の許可取扱方針の一部改正の日以降の日）から令和 10 年 1 月 31 日まで

（賀露地先）（議題 4 の許可取扱方針の一部改正の日以降の日）から令和 10 年 2 月 15 日まで

（浜村地先）（議題 4 の許可取扱方針の一部改正の日以降の日）から令和 10 年 4 月 15 日まで

(2) あわび漁業及びなまこ漁業

（議題 4 の許可取扱方針の一部改正の日以降の日）から令和 6 年 11 月 15 日まで

3 許可の有効期間

(1) 地びき網漁業

（東地先）許可日から令和 10 年 2 月 20 日まで

（浦富地先）許可日から令和 10 年 2 月 11 日まで

（賀露地先）許可日から令和 10 年 3 月 1 日まで

（浜村地先）許可日から令和 10 年 4 月 30 日まで

(2) あわび漁業及びなまこ漁業

許可日から令和 6 年 11 月 30 日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

鳥取県漁業調整規則(令和 2 年鳥取県規則第 54 号。以下「規則」という。)第 12 条第 1 項の規定に基づき、規則第 5 条第 1 項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

固定式刺網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
一重網漁業	中海	5 トン未満	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	島根県知事から同種漁業許可を受けた者	1
三重網漁業	中海	5 トン未満	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	島根県知事から同種漁業許可を受けた者	1

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 6 年 月 日から同年 月 日まで

(島根県と調整が整った日から 7 日間)

3 許可の有効期間

許可日から令和 8 年 2 月 28 日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。